

令和 8 年度  
福島県における  
脱炭素×復興まちづくり実現  
プロジェクト認証制度

公募要領

令和 8 年 8 月 3 日  
脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム事務局

環境省では、福島県浜通り地域での「脱炭素」と「復興」の両立に向けた取組を加速化するため、脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム内において、プロジェクト認証の公募を行うこととしました。

本認証の概要、応募条件及び実施体制等の留意点は、本公募要領に記載のとおりですので、応募される方は、本公募要領を熟読いただくようお願いします。

## 目 次

1. プロジェクト認証の目的と概要
2. プロジェクト認証の応募条件及び実施体制
3. プロジェクト認証の対象、実施期間等
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募書類及び手続
6. 暴力団排除に関する誓約
7. 応募に当たっての留意事項
8. 問い合わせ先
9. その他

### 1. プロジェクト認証の目的と概要

環境省では、平成 30 年度より福島再生・未来志向プロジェクト（以下「未来志向プロジェクト」という。）に取り組み、環境再生のみならず、脱炭素、資源循環、自然共生といった事業を効果的に組み合わせ、福島復興の新たなステージに向けた取組を推進しています。

未来志向プロジェクトの一環として、浜通り地域等を中心に脱炭素と復興まちづくりの実現に向けた取組を進める意向を持つ企業等で構成される「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設立し、脱炭素と復興まちづくりに資する事業創出に向けた検討を企業・業種横断で進めてきました。

令和 8 年 3 月に、「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」を改訂し、未来志向プロジェクトを一層強化していくに当たり、プラットフォームにおいて効果的かつ実効的な活動が展開されるように社会性・事業性の高い事業を認証し、事務局による支援の投入等を通じて、社会実装に向けて意欲的な事業者と連携して取組を進めることを目的とします。

### 2. 本事業の応募条件及び実施体制

#### （1）応募できる事業の条件

- ①代表実施事業者は法人格を有していること。
- ②代表実施事業者はプラットフォームに加入していること。
- ③代表実施事業者および共同実施協力者は環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ④代表実施事業者および共同実施協力者は別紙 1 「暴力団排除に関する誓約事項」において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

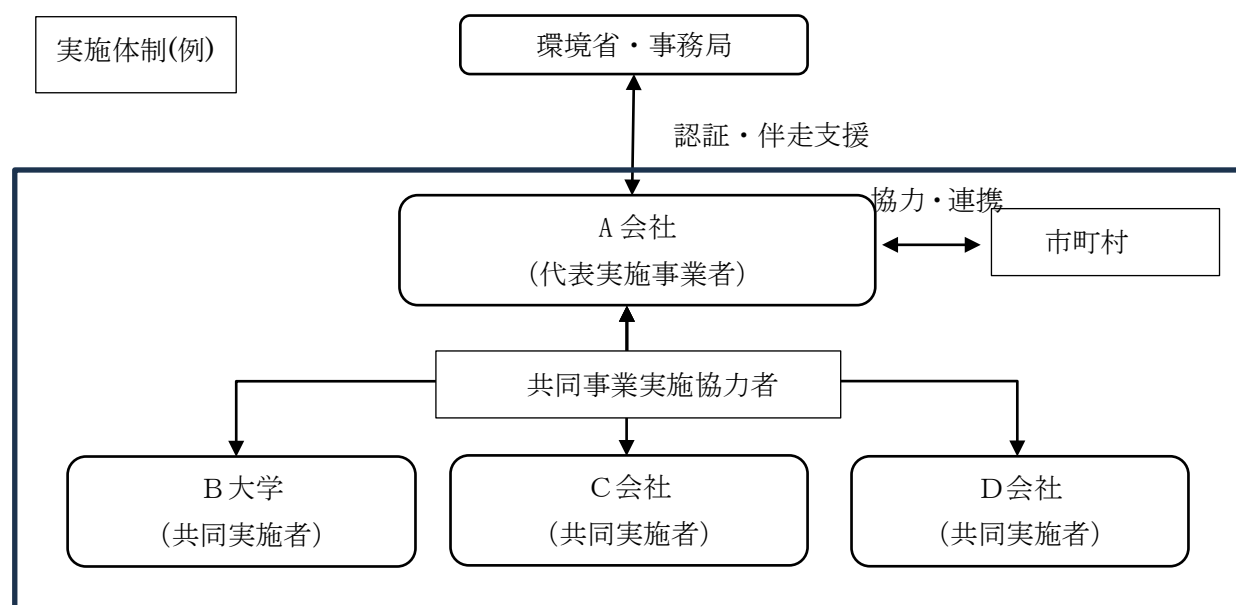
#### （2）プロジェクト認証の実施体制

本プロジェクト認証は、複数の実施者が共同で行うことも可能です。共同実施の場合、代表実施事業者（1 者）が本事業の応募者となり、応募者以外の事業者を共同事業実施協力者（以下「共同実施者」という。）とします。代表実施事業者は、本事業に関する応募書類の申請者となるほか、環境省での審査過程における連絡・対応に当たって、総括的な責任を有します。また、本事業が採択された後は、円滑な業務実施のために、共同実施者を代表してその実施に係る取りまとめを行うとともに、共同実施者との役割分担を含む業務計画の作成や業務の円滑な実施のための進捗管理等を行っていた

だくことになります。事業の実施体制（例）は、下記のとおりです。

【原則】

環境省が事業を認証し、事務局が事業の伴走支援を行う。



※認証を受ける事業の代表実施事業者（上記では A 会社）は、プラットフォームの参加事業者とする。

※本認証制度はプラットフォーム内参加事業者を対象としているため、認証後に代表実施事業者をプラットフォーム外の事業者へ変更することは認められません。

### 3. プロジェクト認証の対象、実施期間等

#### （1）認証の対象について

認証への応募は、福島県 12 市町村を含む地域での実施とし、環境再生、脱炭素、資源循環、自然共生といった事業を効果的に組み合わせ、福島復興の新たなステージに向けた取組に限ります。具体的には、以下の要件を満たすものを本事業の対象とします。なお、ここで、福島県 12 市町村とは、福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の 12 市町村を指します。

【業務の経験・実績、実施体制等に係る要件】

- 1) 環境再生、脱炭素、資源循環、自然共生といった事業を効果的に組み合わせる実績・能力を有していること。
- 2) 適切に業務を実施する体制が構築される見込みがあること。
- 3) 応募書類に示された事業内容等が、明確な根拠に基づき示されていること。
- 4) 応募書類に示された事業内容等は、福島県 12 市町村を主たる対象地域として取り組むものであること。なお、福島県 12 市町村以外の地域を含む複数の市町村を対象とする場合は、業務の実施に支障が生じないよう、十分な実施体制が構築される見込みがあること。

### 【応募書類の審査の着眼点】

本事業の目的や趣旨等を踏まえ、以下の着眼点を満たすよう応募書類を作成することが望ましい（全ての項目を満たせない場合でも、応募は可能である）。

- 1) 業務の意義、最終的な目標が明確であり、かつ適切であること。
- 2) 業務内容は、社会性、事業性、実現性を十分に検討していること。
- 3) 業務の成果は、環境省の施策に活用可能なものであること。
- 4) 業務の実施により、環境再生、脱炭素、資源循環、自然共生の社会実装が具体的に見込まれること。
- 5) 市町村や関係企業等の参画により、地域の復興に貢献することが見込まれること。
- 6) 福島県 12 市町村を含む地域における広域連携を想定した具体的構想があること。
- 7) 事業内容等に係る技術的な検討項目、課題を明確に挙げた上で、それを解決するために十分な知見、実施体制を有していること。
- 8) CO2 削減効果を推計する適切な評価方法が示されていること。

#### (2) 業務実施期間について

原則として、認証通知日～令和 9 年 3 月 26 日（金）までの単年度とします。事業の継続により期待される成果が認められない場合においては、事業計画の見直し等を指示することがありますので、予めご了承ください。なお、予算の成立を前提とした上で、次年度にも継続して認証申請を提出することも可能です。

#### (3) 伴走支援の開始について

認証通知日以降に伴走支援を受けることが可能となります。

### 4. 公募から採択までの流れ

#### (1) 公募・採択スケジュール（予定）

公募から採択までのスケジュールは、概ね、以下のとおりです。

- |                 |                                       |
|-----------------|---------------------------------------|
| ① 公募開始          | 令和 8 年 8 月 3 日（月）                     |
| ② 質問受付          | 令和 8 年 8 月 24 日（月）17 時まで              |
| ③ 回答            | 令和 8 年 8 月 31 日（月）17 時まで              |
| ④ 応募書類提出        | 令和 8 年 9 月 16 日（水）12 時必着              |
| ⑤ 一次審査（書類審査）    | 令和 8 年 9 月 23 日（水）17 時まで              |
| ⑥ 二次審査（ヒアリング審査） | 令和 8 年 9 月 28 日（月）から 10 月 2 日（金）まで（※） |
| ⑦ 採択の決定         | 令和 8 年 10 月 9 日（金）                    |

※二次審査は、一次審査通過の全件を対象とするのではなく、追加でヒアリングさせて頂きたいと事務局が判断した事業者を対象とします。対象者には個別に日時をご連絡いたしますが、大変恐縮ながら、上記期間内での調整をお願いいたします。

## (2) 選定・採択の方法

応募内容に係る審査は、以下の手順で行います（審査は非公開）。審査では、応募者にヒアリングを実施します。また、審査に当たって、事務局から提案内容の補足説明等を電話やメール、オンライン打合せでお願いする場合があります。

### ● 一次審査（書類審査）

応募書類に記載された事業内容等の各項目が、3.（1）に記載した「業務の経験・実績、実施体制等に係る要件」及び「応募書類の審査の着眼点」を満たしているかどうかについて、環境省及び事務局が書面による一次審査を行います。明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。

また、応募書類の明らかな記載ミスや様式の不備がある場合にも、以降の審査の対象とならない場合があります。

### ● 二次審査（ヒアリング審査）

事前審査を通過した応募について、追加でヒアリングさせて頂きたいと事務局が判断した事業者に対し、3.（1）に記載した「業務の経験・実績、実施体制等」及び「応募書類の審査の着眼点」に基づく二次審査（ヒアリング審査）を行います。

※1 ヒアリングの日時、開催場所、開催方法、出席者数の制限等については、有効な応募書類を提出した者に対して、令和8年9月25日（金）17時までに連絡します。

※2 上記により連絡を受けた者は、指定された日時、開催場所において、提出した応募書類の説明を行うものとします。

※3 説明を行う者は、原則として、業務を受託した場合における代表実施事業者とします。

## 5. 応募書類及び手続

### (1) 応募書類について

応募に当たり提出が必要となる書類は、以下の書類とします。

#### ① 応募申請書（様式1）

（別添として、共同実施者分も含め、企業概要等のパンフレットを添付すること）

#### ② 事業計画書（様式2）

### (2) 応募書類等の提出方法

応募書類は電子メールで下記のアドレスにご送付ください。

提出先：

株式会社野村総合研究所 社会システムコンサルティング一部

担当：沢田

E-mail：fukushima-decarbon-ninshou@nri.co.jp

(3) 提出いただいた応募書類について

提出いただいた応募書類は、返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報、本事業以外の目的で使用することはありません。

(4) 応募期間

令和8年9月16日（水）12時必着

6. 暴力団排除に関する誓約

応募に当たっては、応募条件の確認のため、応募書類とともに暴力団排除に関する誓約書を提出してください。

7. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合、その他事務局が適切でないと判断する場合は認証の取消等の措置を取ることがあります。

(2) 業務中止等の措置

応募者は、天災地変その他やむを得ない事由により業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、業務の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

(3) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、当該応募者に無断で、環境省及び委員会における採択等の審査・好事例としての共有等以外の目的に使用することはありません。ただし、採択された応募者の提案内容は、仕様書にその内容が記載されるものであり、認証後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報等）を除いて開示される場合があります。

8. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせ先は以下のとおりです。問い合わせには、原則電子メールを利用し、他業務と区分するためにメール件名を「令和8年度 福島県における脱炭素×復興まちづくり実現プロジェクト認証制度 応募申請に関する問い合わせ」としてください。回答は電子メールで行います。

問い合わせ先：

株式会社野村総合研究所 社会システムコンサルティング一部

担当：沢田

E-mail：fukushima-decarbon-ninshou@nri.co.jp

下記期間中は、応募に係る質問を受け付けます。別紙2に質問事項等を記載し送信してください。

受付期間：令和8年8月3日（月）から令和8年8月24日（月）17時まで

回 答：令和8年8月31日（月）17時まで

9. その他

- (1) 手続において使用する言語は、日本語に限ります。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対するお問い合わせには対応いたしかねますので、予めご了承ください。
- (3) 応募書類作成、提出及びヒアリングに要する費用は、応募者の負担とします。

以上

(別紙2)

質問事項のテンプレート

※下記の内容を満たす形で、メールにてお問い合わせください。

|        |                                                        |
|--------|--------------------------------------------------------|
| メール件名  | 令和8年度 福島県における脱炭素×復興まちづくり実現<br>プロジェクト認証制度 応募申請に関する問い合わせ |
| 会社名    |                                                        |
| 住所     |                                                        |
| 担当者    | 部署名：<br>氏名：<br><small>ふりがな</small>                     |
| 担当者連絡先 | TEL：                                                   |
|        | E-mail：                                                |
| 質問事項   |                                                        |